

四国電力株式会社第 100 回定時株主総会 少数株主提案議案

第 1 号議案 取締役解任の件

議案内容

危険性と向き合わず原子力発電を続ける佐伯勇人会長以下全取締役の即時解任を決議する。

提案理由

福島第一原発事故発生から今年で 13 年が経過し、廃炉どころか、溶け落ちた核燃料の所在さえ明確にできず、住民は故郷を追われたままです。今年の元日に発生した能登半島地震の震源地の珠洲市は、原発建設計画が反対運動のおかげで中止となり、今、多くの人が胸をなでおろしています。志賀原発も本当に安全が保たれているのか、明らかにされないままです。能登は半島という地形から、災害救援の手が届きにくいことが大きな問題となっています。当社の伊方原発も佐田岬半島の付け根にあり、地震や事故などが起きたら、避難も屋内退避もできない事が実証されたのと同じです。

原発事故との複合災害を生まないためにも、まずは原発を止めること、そして何年かかっても廃炉へ向けて取り組むことが重要です。これだけの災害を経てもなお原発廃炉を決断できず、危機意識の甘い全取締役の即時解任を求めます。

第 2 号議案 定款一部変更の件 (1)

議案内容

定款第 1 章・総則 (目的) 第 2 条 (1) を以下に変更する。

現行定款
第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 電気事業
変更案
第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 原子力発電を除く電気事業

提案理由

本年 1 月 1 日に発生した能登半島地震は、海岸線が最大 4 メートルも隆起するなど、これまでの知見を覆すような広範囲の活断層による大地震となりました。

その結果、北陸電力志賀原子力発電所では、一部の外部電源が失われるなど、福島大惨事の一步手前とも言える危機的状況でした。また今回の震源地とされ、最も深刻な被害に見舞われた奥能登の珠洲は、かつて関西電力と中部電力、北陸電力の原発計画がありましたが、住民たちの粘

り強い反対運動もあって計画は凍結されました。もし珠洲で原発が稼働していたら、どのような事態を招いていたのでしょうか。

そもそも地震大国・日本列島には原発適地などは無く、南海トラフ大地震の直撃が予想される伊方原発も例外ではありません。今回の地震を最後の警告として、危険な原子力発電から再生可能エネルギーへの大転換を図りましょう。

第3号議案 定款一部変更の件(2)

議案内容

定款第1章・総則(目的)第2条に次の事業を追加する。

追加案
(24) 伊方原子力発電所の廃炉事業

提案理由

伊方1号機、2号機は既に廃炉の工程に入っています。使用済核燃料を搬出して、原子炉や建屋を解体撤去するだけで約40年かかります。解体で出た低レベル放射性廃棄物の処分は「発生者責任」の原則に基づき当社が主体として埋設し管理しなければなりません。管理期間は50年～数百年です。高レベル放射性廃棄物の最終処分は責任主体こそ当社ではなくNUMOですがまだ処分地さえ決まっています。当社の法的・社会的な放射性廃棄物の発生者責任を考えるなら、これ以上放射性廃棄物を出さないのが当然ではないでしょうか。速やかに伊方3号機も廃炉を決定して原子力発電から撤退すべきです。廃炉の工程は3号機だけでも600億円以上の費用が見込まれる大事業です。原子力発電からの撤退に加えて廃炉事業も定款に明記し、廃炉計画と進行状況、地域雇用・技術の共有・経済効果等の社会的影響について、積極的に広報しながら遂行していくことを提案します。

第4号議案 定款一部変更の件(3)

議案内容

定款第1章・総則(目的)第2条に次の事業を追加する。

追加案
(25) 伊方原子力発電所事故発生時における避難計画の策定、訓練、実行、安定ヨウ素剤の備蓄、配布、服用指導等に関する事業

提案理由

本年1月1日の能登半島地震では、志賀原発が幸いにも稼働していなかったため重大な原発事故になりませんでした。しかし半島に立地する原発からの避難がいかに困難であるかが浮き彫りになりました。日本一長い佐田岬半島に位置する伊方原発は、事故時の住民避難が極めて難しいこと

は明らかです。大地震で道路が寸断され、津波があれば海路の避難も絶望的で孤立集落が発生します。住民の放射能被曝を避けるためには災害時の避難計画の在り方を根本的に再検討すべきです。原発の所有者は当社であり事故時の責任は真っ先に問われます。原発の危険性を熟知している当社は、避難計画の策定、訓練、実行、安定ヨウ素剤の備蓄、配布、服用指導等を必要な事業と位置づけ、住民の生命を守り被曝防止に努めなければなりません。自治体の避難計画の策定に協力するという消極的な姿勢ではなく主体的に責任を持って実行するために事業として明確にするべきです。

第 5 号議案 定款一部変更の件 (4)

議案内容

定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第 7 章 情報開示の徹底

第 40 条 本社は、公益企業としての透明性を担保する目的で次の情報開示を行う。

- (1) 太陽光、水力、バイオマス、風力、原子力、LNG、石炭、石油等の電源別発電費用及び発電単価を四半期ごとに公開する。
- (2) 株主及びステークホルダー（利害関係者）との良好で誤解のない関係を築くために役員各自の実績と報酬額を毎年公表する。
- (3) 政治団体、自治体、民間諸団体等への寄付については、その対象団体名、寄付の目的とその額を毎年度末に公表する。
- (4) コーポレートガバナンス（企業統治）の本気度を証しするために、コンプライアンス推進委員会に株主傍聴者の参加を認める。
- (5) 株主総会の詳細な議事録を総会終了後速やかに公開する。

提案理由

当社は過去 5 年間だけでも、伊方原発 3 号機定期検査時の複数重大事故（2019 年末～ 2020 年 1 月）、委託先の三井住友信託銀行による議決権行使書の長年にわたる集計ミスの見逃しの発覚（2020 年 9 月 25 日）、伊方原発の宿直社員による保安規定違反の発覚（2021 年 7 月）、他社の顧客情報不正閲覧の発覚（2023 年 2 月）等々の不祥事を起こしてきました。その原因のほとんどが人為的ミス、つまり従業員の能力不足と管理職の怠慢です。当社はその都度、「再発防止に全力を尽くします」というだけでした。2023 年には新たに、行為規制に係る第三者のチェックの仕組みを加え、内部統制体制の強化を図っていますが、未だ不十分の感を否めません。私たちは当社の信頼回復には何よりも正確な情報開示が必須条件である、と考えています。定時株主総会 100 回を記念し、定款に新しく「情報開示の徹底」を加えることを提案します。

未来を考える脱原発四電株主会

共同代表 本田耕一 佐藤公彦 丸井美恵子 内田知子

事務局 771-0117 徳島県徳島市川内町鶴島 120-1